

改正後

現行

都道府県児童福祉審議会に報告しなければならないこととされている。

第3節 要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）

第3節 要保護児童対策地域協議会

1. 制度の趣旨

1. 制度の趣旨

(1) 略

(1) 略

(2) このため、平成16年児童福祉法改正法において、

(2) このため、平成16年児童福祉法改正法において、

① 地方公共団体は、要保護児童等に関する情報の交換や支援内容の協議を行う要保護児童対策地域協議会（「子どもを守る地域ネットワーク」。以下、「協議会」という。）を設置できることとし、

① 地方公共団体は、要保護児童等に関する情報の交換や支援内容の協議を行う要保護児童対策地域協議会（以下、「協議会」という。）を設置できることとし、

② この協議会に、その運営の中核となり、要保護児童等に対する支援の実施状況の把握や関係機関等との連絡調整を行う調整機関（要保護児童対策調整機関）を置くこととし、

② この協議会に、その運営の中核となり、要保護児童等に対する支援の実施状況の把握や関係機関等との連絡調整を行う調整機関（要保護児童対策調整機関）を置くこととし、

③ さらに、協議会の構成員に対して守秘義務を課すとともに、要保護児童等に関する情報交換や支援内容の協議を行うため必要があると認めるときは、協議会は、関係機関等に対して情報の提供等の必要な協力を求めることができることとされた。

③ さらに、協議会の構成員に対して守秘義務を課すとともに、要保護児童等に関する情報交換や支援内容の協議を行うため必要があると認めるときは、協議会は、関係機関等に対して情報の提供等の必要な協力を求めることができることとされた。

(3) また、平成19年の児童福祉法の改正において、協議会の設置が努力義務化されたことから、児童相談所としても一層その設置に向けた支援を行う必要があることに留意されたい。

2 協議会の運営

2 要保護児童対策地域協議会の運営

(1) 設置主体

(1) 設置主体

協議会の設置主体は地方自治法第1条の3に規定する地方公共団体である。協議会は、個別の要保護児童等に関する情報交換や支援内容の協議を行うことを念頭に置いていることから、基本的には住民に身近な市町村が設置主体となると考えられるが、地域の実情に応じ、複数の市町村が共同で設置することも考えられる。

協議会の設置主体は地方自治法第1条の3に規定する地方公共団体である。協議会は、個別の要保護児童等に関する情報交換や支援内容の協議を行うことを念頭に置いていることから、基本的には住民に身近な市町村が設置主体となると考えられるが、地域の実情に応じ、複数の市町村が共同で設置することも考えられる。

なお、複数の市町村による共同設置については、一部事務組合や広域連合を設けることなく、事実上共同で設置することも可能である。

なお、複数の市町村による共同設置については、一部事務組合や広域連合を設けることなく、事実上共同で設置することも可能である。

このように市町村が設置主体となる協議会については、児童相談所は、その構成員として参画し、個別ケースの見立てを行うなど、市町村の後方支援を行うことが期待される。

このように市町村が設置主体となる要保護児童対策地域協議会については、児童相談所は、その構成員として参画し、個別ケースの見立てを行うなど、市町村の後方支援を行うことが期待される。

一方、都道府県等が設置主体となる協議会については、自らが、3に定める要保護児童対策調整機関になるなど、中心的な役割を果たすことが期待される。

一方、都道府県等が設置主体となる要保護児童対策地域協議会については、自らが、3に定める要保護児童対策調整機関になるなど、中心的な役割を果たすことが期待される。

(2)～(4) 略

(2)～(4) 略

改正後

現行

3～5 略

3～5 略

第4～11節 略

第4～11節 略

第12節 弁護士、弁護士会との関係

第12節 弁護士、弁護士会との関係

(1) 平成16年児童福祉法改正法により、保護を必要とする子どもに関する司法関与が強化され、また、平成19年の児童虐待防止法の改正による臨検又は捜索の制度等の導入など、児童家庭相談活動を行うに際して法的な対応が必要となる場面は増えてきている。

(1) 平成16年児童福祉法改正法により、保護を必要とする子どもに関する司法関与が強化されるなど、児童家庭相談活動を行うに際して法的な対応が必要となる場面は増えてきている。

(2)～(3) 略

(2)～(3) 略

第13節 略

第13節 略

第14節 警察との関係

第14節 警察との関係

1～5 略

1～5 略

6. 虐待事例等における連携

6. 虐待事例等における連携

(1)～(2) 略

(1)～(2) 略

(3) 立入調査、臨検又は捜索等における連携

(3) 立入調査における連携

立入調査、臨検又は捜索等に当たっては、必要に応じ、子ども又は調査担当者に対する保護者等の加害行為等に対して迅速な援助が得られるよう、児童虐待防止法第10条により警察署長に対する援助の依頼を行い、これに基づく連携による適切な調査を行うとともに、状況に応じ遅滞なく子どもの一時保護を行うなど、子どもの福祉を優先した臨機応変に対応しなければならない。

立入調査に当たっては、必要に応じ、子ども又は調査担当者に対する保護者等の加害行為等に対して迅速な援助が得られるよう、児童虐待防止法第10条により警察署長に対する援助の依頼を行い、これに基づく連携による適切な調査を行うとともに、状況に応じ遅滞なく子どもの一時保護を行うなど、子どもの福祉を優先した臨機応変に対応しなければならない。

なお、警察署長への援助の依頼については、緊急の場合を除き、行政組織を一体的に運営し、子どもの保護の万全を期する観点から、事前に文書により行うことを原則とする。

なお、警察署長への援助の依頼については、緊急の場合を除き、行政組織を一体的に運営し、子どもの保護の万全を期する観点から、事前に文書により行うことを原則とする。

(4)～(6) 略

(4)～(6) 略

(7) 児童虐待防止法第10条の「必要があると認めるとき」とは、児童相談所長等による立入調査、臨検又は捜索、一時保護等の職務執行に際し、保護者又は第三者から物理的その他の手段による抵抗を受けるおそれがある場合、現に子どもが虐待されているおそれがある場合などであって、児童相談所長等だけでは職務執行をすることが困難なため警察官の援助を必要とする場合をいう。

(7) 児童虐待防止法第10条の「必要があると認めるとき」とは、児童相談所長等による立入調査、一時保護等の職務執行に際し、保護者又は第三者から物理的その他の手段による抵抗を受けるおそれがある場合、現に子どもが虐待されているおそれがある場合などであって、児童相談所長等だけでは職務執行をすることが困難なため警察官の援助を必要とする場合をいう。

警察官の「援助」とは、児童相談所長等による職務執行に際して、当該職務執行が円滑に実施できるようにする目的で、警察官が警察法、警

警察官の「援助」とは、児童相談所長等による職務執行に際して、当該職務執行が円滑に実施できるようにする目的で、警察官が警察法、警

## 改正後

察官職務執行法等の法律により与えられている任務と権限に基づいて行う措置である。なお、児童相談所長等による職務執行そのものは、警察官の任務ではなく、児童相談所長等がその専門的知識に基づき行うべきものであり、警察官は、児童相談所長等の権限行使の補助者ではない。

(8) 略

7 略

第15～16節 略

第17節 配偶者暴力相談支援センターとの関係

1. 配偶者暴力相談支援センターの位置付け

(1) 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、配偶者暴力防止法に基づき、配偶者からの暴力の被害者に対し次のような支援を行う行政機関である。

①～⑥ 略

(2) 略

2 略

第18～20節 略

第8章 児童相談所の設備、器具、必要書類

第1～2節 略

第3節 必要書類

(1) 略

(2) 児童相談所が相談援助活動を行うに当たって、保護者、関係機関等に交付する書類には次のものがある。これらの書類は、逐次児童記録票綴にファイルしていく。

①～⑬ 略

⑭ 出頭要求告知書（別添1及び3）

⑮ 告発状（別添2）

⑯ 臨検・捜索許可状請求書（別添4）

## 現行

察官職務執行法等の法律により与えられている任務と権限に基づいて行う措置である。なお、児童相談所長等による職務執行そのものは、警察官の任務ではなく、児童相談所長等がその専門的知識に基づき行うべきものであり、警察官は、児童相談所長等の権限行使の補助者ではない。

(8) 略

7 略

第15～16節 略

第17節 配偶者暴力相談支援センターとの関係

1. 配偶者暴力相談支援センターの位置付け

(1) 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（平成13年法律第31号。この節において「配偶者暴力防止法」という。）に基づき、配偶者からの暴力の被害者に対し次のような支援を行う行政機関である。

①～⑥ 略

(2) 略

2 略

第18～20節 略

第8章 児童相談所の設備、器具、必要書類

第1～2節 略

第3節 必要書類

(1) 略

(2) 児童相談所が相談援助活動を行うに当たって、保護者、関係機関等に交付する書類には次のものがある。これらの書類は、逐次児童記録票綴にファイルしていく。

①～⑬ 略

改正後

現行

- ⑰ 面会・通信制限決定通知書（別添5及び7）
- ⑱ 面会・通信制限解除決定通知書（別添6）
- ⑲ 接近禁止命令書（別添8）
- ⑳ 接近禁止命令取消書（別添9）
- ㉑ 児童虐待防止法第13条の4に規定された報告書
- ㉒ 略

(3) 児童相談所が相談援助活動を行うに当たって、内部的に整理する必要がある書類には、次のものがある。

①～⑱ 略

⑲ その他措置等の各段階における報告書等

第4節 統計  
略

⑭ 略

(3) 児童相談所が相談援助活動を行うに当たって、内部的に整理する必要がある書類には、次のものがある。

①～⑱ 略

⑲ その他

第4節 統計  
略

改正後

現行

別添1 出頭要求告知書

別添1 (様式例)

発第 号  
平成 年 月 日

出頭要求告知書

(保護者氏名) 殿

〇〇〇〇知事 印

児童虐待の防止等に関する法律第8条の2の規定に基づき、次のとおり、児童を同伴して出頭することを求めます。

出頭を求められる者	住 所	
	氏 名	
出頭を求め 日時及び場所	生年月日	年 月 日生 ( 歳)
	日 時	平成 年 月 日 午 時 分
同伴すべき児童	場 所	
	氏 名	男・女
	生年月日	年 月 日生 ( 歳)

出頭を求める理由となつた事実の内容

連絡先住所 〇〇県〇〇市〇〇1-2-3 〇〇児童相談所〇〇課〇〇係  
連絡先電話番号 01-2345-6789 (内線 1234)

(注意) 1 正当な理由なく出頭要求に応じない場合は、当該児童の安全の確認又はその安全を確保するため、児童虐待の防止等に関する法律第9条第1項の立入調査その他の必要な措置を講ずることとなり、正当な理由なく当該立入調査を拒否した場合には、50万円以下の罰金に処せられることがあります。  
2 上記の出頭を求める日時又は場所について、やむを得ない理由により、出頭することが困難な場合、〇月〇日〇時まで、上記連絡先に連絡してください。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

※ 「知事」名欄には、各自治体に応じて、政令指定都市の長、児童相談所設置市の長、委任を受けた児童相談所長名を記載のこと。

改正後

現行

別添2 告発状

別添2 (様式例)

平成 年 月 日

告 発 状

〇〇県〇〇警察署長 殿

1 告発人

住 所 〇〇〇県〇〇〇市〇〇〇1-2-3

職氏名 〇〇〇県〇〇児童相談所長 〇〇 〇〇 印

2 被告発人

住 所 〇〇〇県〇〇〇市〇〇〇4-5-6

氏 名 〇〇〇〇

3 告発の趣旨

被告発人の下記4の事実は、児童虐待の防止等に関する法律第9条第2項により適用される児童福祉法第61条の5の立入調査拒否罪に該当すると思料されるので、被告発人を処罰されたく告発する。

4 告発の事実

5 罰条

児童虐待の防止等に関する法律第9条第2項  
児童福祉法第61条の5

6 告発に至る経緯

7 証拠資料

8 添付書類

改正後

現行

別添3 出頭要求告知書

別添3 (様式例)

第 号  
平成 年 月 日

出 頭 要 求 告 知 書

(保護者氏名) 殿

○○○○知事 印

児童虐待の防止等に関する法律第9条の2の規定に基づき、次のとおり、児童を同伴して出頭することを求めます。

出頭を求められる者	住 所	
	氏 名	
出 頭 を 求 め る 日 時 及 び 場 所	生年月日	年 月 日生 ( 歳 )
	日 時	平成 年 月 日 午 時 分
同 伴 す べ き 児 童	場 所	
	氏 名	男・女
	生年月日	年 月 日生 ( 歳 )

出頭を求める理由となつた事実の内容

連絡先住所 ○○県○○市○○1-2-3 ○○児童相談所○○課○○係  
連絡先電話番号 01-2345-6789 (内線 1234)

(注意) 1 正当な理由なく出頭要求に応じない場合は、当該児童の安全の確認又はその安全を確保するため、児童虐待の防止等に関する法律第9条第3項に基づき、裁判官の発する許可状を得た上で、当該児童の住所若しくは居所に随検し、又は当該児童を捜索することがあります。  
2 上記の出頭を求める日時又は場所について、やむを得ない理由により、出頭することが困難な場合、○月○日○時までに、上記連絡先に連絡してください。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

※ 「知事」名欄には、各自治体に応じて、政令指定都市の長、児童相談所設置市の長、委任を受けた児童相談所長名を記載のこと。

改正後

現行

別添4 臨検・捜索許可状請求書

別添4（様式）

臨 検 ・ 捜 索 許 可 状 請 求 書

平成 年 月 日  
裁判所

裁判官 殿

〇〇〇〇知事

⑥

児童虐待の防止等に関する法律第9条の3に基づき、下記の臨検・捜索許可状の発付を請求する。

記

- 1 保護者の氏名及び生年月日  
年 月 日生（ 歳）
- 2 臨検・捜索すべき場所
- 3 捜索すべき児童の氏名及び生年月日  
年 月 日生（ 歳）
- 4 児童虐待が行われている疑いがあると認められる事由及び資料
- 5 臨検・捜索させようとする住所又は居所に児童が現在すると認められる事由及び資料
- 6 児童の保護者が同法第9条第1項の規定による立入り又は調査を拒み、妨げ、又は忌避した事実及びそれを証する資料
- 7 同法第9条の2第1項の規定による出頭の求めに応じなかった事実及びそれを証する資料
- 8 7日を超える有効期間を必要とするときは、その期間及び事由
- 9 日出前又は日没後に行う必要があるときは、その旨及び事由

（注意）1 「知事」名欄には、各自治体に応じて政令指定都市の長、児童相談所設置市の長、委任を受けた児童相談所長名を記載すること。

2 児童の氏名、年齢が明らかでないときは、これらの者を特定するに足りる事項を記載すること。

3 事例に応じ、不要の文字を削ること。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

改正後

現行

別添5 面会・通信制限決定通知書

別添5 (様式例)

発第 号  
平成 年 月 日

面会・通信制限決定通知書

(保護者氏名) 殿

〇〇〇児童相談所長 印

児童虐待の防止等に関する法律第12条の規定に基づき、次のとおり、  
同条第1項第1号に規定される下記の児童との面会  
同条第1項第2号に規定される下記の児童との通信  
の制限を行います。

制限を受ける者	住 所	
	氏 名	
	生年月日	年 月 日生 ( 歳)
制限する理由		
対象となる児童	住所又は居所	
	氏 名	男・女
	生年月日	年 月 日生 ( 歳)
連絡先住所	〇〇県〇〇市〇〇1-2-3 〇〇児童相談所〇〇課〇〇係	
連絡先電話番号	01-2345-6789 (内線 1234)	

- (注意) 1 この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、〇〇〇知事に対し、不服申立てをすることができます。なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると不服申立てができなくなります。
- 2 この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、〇〇〇県を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定があった日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

改正後

現行

別添6 面会・通信制限解除決定通知書

別添6 (様式例)

発第 号 平成 年 月 日									
面会・通信制限解除決定通知書  (保護者氏名) 殿  <div style="text-align: right;">○○○児童相談所長 印</div>									
次のとおり、○○○児童相談所長が、平成 年 月 日 発第 号により 制限した、児童虐待の防止等に関する法律第12条に基づく 同条第1項第1号に規定される下記の児童との面会 同条第1項第2号に規定される下記の児童との通信 の制限を解除します。									
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%; padding: 5px;">制限を解除される者</td> <td style="padding: 5px;">住所</td> <td style="padding: 5px;"></td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;"></td> <td style="padding: 5px;">氏名</td> <td style="padding: 5px;"></td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;"></td> <td style="padding: 5px;">生年月日</td> <td style="padding: 5px;">年 月 日生 ( 歳)</td> </tr> </table>	制限を解除される者	住所			氏名			生年月日	年 月 日生 ( 歳)
制限を解除される者	住所								
	氏名								
	生年月日	年 月 日生 ( 歳)							
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%; padding: 5px;">制限を解除する理由</td> <td style="padding: 5px; height: 100px;"></td> </tr> </table>	制限を解除する理由								
制限を解除する理由									
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%; padding: 5px;">対象となる児童</td> <td style="padding: 5px;">住所又は居所</td> <td style="padding: 5px;"></td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;"></td> <td style="padding: 5px;">氏名</td> <td style="padding: 5px;">男・女</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;"></td> <td style="padding: 5px;">生年月日</td> <td style="padding: 5px;">年 月 日生 ( 歳)</td> </tr> </table>	対象となる児童	住所又は居所			氏名	男・女		生年月日	年 月 日生 ( 歳)
対象となる児童	住所又は居所								
	氏名	男・女							
	生年月日	年 月 日生 ( 歳)							
連絡先住所 ○○県○○市○○1-2-3 ○○児童相談所○○課○○係 連絡先電話番号 01-2345-6789 (内線 1234)									

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

改正後

現行

別添7 面会・通信制限決定通知書

別添7 (様式例)

発第 号 平成 年 月 日														
面会・通信制限決定通知書  (保護者氏名) 殿  <div style="text-align: right; margin-right: 50px;">○○○施設長 印</div> <p>児童虐待の防止等に関する法律第12条の規定に基づき、次のとおり、                  同条第1項第1号に規定される下記の児童との面会                  同条第1項第2号に規定される下記の児童との通信                  の制限を行います。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%; padding: 5px;">制限を受ける者</td> <td style="padding: 5px;">住所</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;"></td> <td style="padding: 5px;">氏名</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;"></td> <td style="padding: 5px;">生年月日 年 月 日生 (歳)</td> </tr> </table> <p style="margin-top: 20px;">制限する理由</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%; padding: 5px;">命令の有効期間</td> <td style="padding: 5px;">本日から 平成 年 月 日まで</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;"></td> <td style="padding: 5px;">住所又は居所</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">対象となる児童</td> <td style="padding: 5px;">氏名 男・女</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;"></td> <td style="padding: 5px;">生年月日 年 月 日生 (歳)</td> </tr> </table> <p style="margin-top: 5px;">連絡先住所 ○○県○○市○○1-2-3 ○○児童養護施設○○課○○係                  連絡先電話番号 01-2345-6789 (内線 1234)</p> <p style="font-size: small; margin-top: 10px;">(注意) 1 この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、                  ○○知事に対し、不服申立てをすることができます。なお、この決定があったことを知った日の                  翌日から起算して60日以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると不服申                  立てができなくなります。                  2 この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内                  に、○○県を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、この決定があ                  ったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定があった日の翌日から起                  算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。</p>	制限を受ける者	住所		氏名		生年月日 年 月 日生 (歳)	命令の有効期間	本日から 平成 年 月 日まで		住所又は居所	対象となる児童	氏名 男・女		生年月日 年 月 日生 (歳)
制限を受ける者	住所													
	氏名													
	生年月日 年 月 日生 (歳)													
命令の有効期間	本日から 平成 年 月 日まで													
	住所又は居所													
対象となる児童	氏名 男・女													
	生年月日 年 月 日生 (歳)													

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

改正後

現行

別添8 接近禁止命令書

別添8 (様式例)

発第 号  
平成 年 月 日

接近禁止命令書

(保護者氏名) 殿

〇〇〇〇知事 印

児童虐待の防止等に関する法律第12条の4の規定に基づき、次のとおり命令する。

命令を受ける者	住所	
	氏名	
命令の内容	生年月日	年 月 日生 ( 歳)
	都道府県知事が特に必要と認める場合を除き、児童の住所若しくは居所、就学する学校その他の場所において当該児童の身辺につきまとい、又は当該児童の住所若しくは居所、就学する学校その他その通常所在する場所(通学路その他の当該児童が日常生活又は社会生活を営むために通常移動する経路を含む。)の付近をはいかいてはならない。	
命令をする理由		
命令の有効期間	本日 から 平成 年 月 日まで	
対象となる児童	住所又は居所	
	氏名	男・女
連絡先住所	生年月日	年 月 日生 ( 歳)
	〇〇県〇〇市〇〇1-2-3 〇〇県〇〇部(局) 〇〇課〇〇係	
連絡先電話番号	01-2345-6789 (内線 1234)	

(注意) 1 本命令に違反した場合、児童虐待の防止等に関する法律第17条の規定により、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処せられることがある。  
2 この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、〇〇〇県を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができる。なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定があった日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができない。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

改正後

現行

別添9 接近禁止命令取消書

別添9 (様式例)

発第 号  
平成 年 月 日

接近禁止命令取消書

(保護者氏名) 殿

〇〇〇〇知事 印

児童虐待の防止等に関する法律第12条の4第6項の規定に基づき、本日付で、次のとおり、〇〇〇〇知事が、平成 年 月 日 発第 号により命令した接近禁止命令を取り消す。

命令を取り消される者	住 所	
	氏 名	
命 令 の 内 容	生年月日	年 月 日生 ( 歳)
	都道府県知事が特に必要と認める場合を除き、児童の住所若しくは居所、就学する学校その他の場所において当該児童の身辺につきまとい、又は当該児童の住所若しくは居所、就学する学校その他その通常所在する場所（通学路その他の当該児童が日常生活又は社会生活を営むために通常移動する経路を含む。）の付近をはいかいはならない。	
命令を取り消す理由		
対象となる児童	住所又は居所	
	氏 名	男・女
	生年月日	年 月 日生 ( 歳)
連絡先住所	〇〇県〇〇市〇〇1-2-3 〇〇県〇〇部(局) 〇〇課〇〇係	
連絡先電話番号	01-2345-6789 (内線 1234)	

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

改正後

現行

別添10 様式

別添様式

(別添10様式)

発第 号  
年 月 日

〇〇警察署長 殿

児童相談所長

年 月 日付をもって貴職より少年法第6条の6第1項(1号又は2号)に基づき送致のあったつぎの児童について児童福祉法の規定により下記のとおり援助を決定したので通知します。

児 童	氏 名	性別 年齢
	住 所	
保 護 者	氏 名	
	住 所	
援 助 内 容	開始期日	
	内 容	

(別添様式)

発第 号  
年 月 日

〇〇警察署長 殿

児童相談所長

年 月 日付をもって貴職より少年法第6条の6第1項(1号又は2号)に基づき送致のあったつぎの児童について児童福祉法の規定により下記のとおり援助を決定したので通知します。

児 童	氏 名	性別 年齢
	住 所	
保 護 者	氏 名	
	住 所	
援 助 内 容	開始期日	
	内 容	

## 市町村児童家庭相談援助指針新旧対照表（案）

改正後	現行
<p>第1章 略</p> <p>第2章 児童家庭相談援助の展開における市町村の具体的な役割</p> <p>第1節 略</p> <p>第2節 相談・通告への対応</p> <p>1 略</p> <p>2. 年齢要件 市町村が対象とする児童は18才未満の者であるが、<u>下記に留意する。</u></p> <p><u>(1) 罪を犯した14才以上の児童の通告については、家庭裁判所が通告の受理機関となること。</u></p> <p><u>(2) 妊婦からの相談については、相談の趣旨を十分受け止めた上で、市町村保健センターとの十分な連携の下、必要に応じ、医療機関、福祉事務所、保健所等適切な機関にあっせんするとともに、出生後に想定される子どもの養育上の問題について、早期発見・早期対応及び一貫した指導・援助の実施に努めること。さらに、子どもの出生前であっても必要な場合には、児童相談所と連携して、出生後の対応について検討することも必要である。</u></p> <p>3～5 略</p> <p>6. 児童記録票の作成</p> <p>(1) 略</p> <p><u>(2) 児童記録表は、世帯ごとではなく相談を受理した子どもごとに作成する。妊婦からの相談のうち子どもが出生後に要保護児童としての支援の必要が見込まれる場合は、受理した段階で児童記録表を作成し、妊婦自身に関する記録を残し、子どもが出生した段階で子どもに関する記録を加えることとし、一貫した指導・援助の経過を残す。</u></p> <p><u>(3) 略</u></p> <p><u>(4) 略</u></p> <p>第3節 調査</p> <p>1～4 略</p> <p>5. 調査事項 調査事項は相談の内容によって異なるが、標準的には、第1節4(1)相談・通告時において把握すべき事項と同じである。</p>	<p>第1章 略</p> <p>第2章 児童家庭相談援助の展開における市町村の具体的な役割</p> <p>第1節 略</p> <p>第2節 相談・通告への対応</p> <p>1 略</p> <p>2. 年齢要件 市町村が対象とする児童は18歳未満の者であるが、<u>罪を犯した14才以上の児童の通告については、家庭裁判所が通告の受理機関となる</u></p> <p>3～5 略</p> <p>6. 児童記録票の作成</p> <p>(1) 略</p> <p><u>(2) 略</u></p> <p><u>(3) 略</u></p> <p>第3節 調査</p> <p>1～4 略</p> <p>5. 調査事項 調査事項は相談の内容によって異なるが、標準的には、第1節3(1)相談・通告時において把握すべき事項と同じである。</p>

改正後

現行

なお、これらは、診断・判定における基礎的かつ重要な情報となるので、これに基づき各自治体において、調査事項及び内容、様式、手順等を定めるとともに、調査を確実に実施するための調査チェックリスト等を定めることが必要である。

6～8 略

第3章 略

第4章 要保護児童対策地域協議会

第1～2節 略

第3節 要保護児童対策地域協議会の運営

1. 業務

(1)～(5) 略

(6) 地域協議会は、施設入所中の子どもと保護者等についても、児童相談所や児童福祉施設等と密接な連携を図り、定期的に子どもや保護者の状況を把握しておき、一時帰宅または退所に際しては、関係者の対応を十分協議する。

(7) 略

(8) 出生前であっても、要保護児童として支援が見込まれるケースについては、地域協議会の対象ケースとし、個別ケース検討会議を開催して出生後の対応を検討する。

第4節 要保護児童対策調整機関

1～2 略

3. 業務

(1) 略

(2) 調整機関の業務として具体的に想定されるものは、以下のとおりである。

①～② 略

③関係機関等との連絡調整

・個々のケースに関する関係機関等との連絡調整（個別ケース検討会議におけるケースの再検討を含む。）

・特に、対象ケースが生活保護世帯であつて必要な場合には、福祉

6～8 略

第3章 略

第4章 要保護児童対策地域協議会

第1～2節 略

第3節 要保護児童対策地域協議会の運営

1. 業務

(1)～(5) 略

(6) 地域協議会は、施設から一時的に帰宅した子どもや、施設を退所した子ども等に対する支援に積極的に取り組むことも期待されているところであり、児童相談所や児童福祉施設等と連携を図り、施設に入所している子どもの養育状況を適宜把握するなど、一時的に帰宅した際や退所後の支援の円滑な実施に向けた取り組みを実施することが期待される。

(7) 略

第4節 要保護児童対策調整機関

1～2 略

3. 業務

(1) 略

(2) 調整機関の業務として具体的に想定されるものは、以下のとおりである。

①～② 略

③関係機関等との連絡調整

・個々のケースに関する関係機関等との連絡調整（個別ケース検討会議におけるケースの再検討を含む。）

改正後	現行
<p><u>事務所において多くの情報を有していることから、地域協議会の調整機関において相互に情報交換・共有を行う。</u></p> <p>第5章 第1～2節 略 第3節 福祉事務所（家庭児童相談室）との関係 1～2 略 3. 主な連携事項及び留意点     (1)～(4) 略     (5) <u>生活保護世帯であって必要な場合には、福祉事務所において多くの情報を有していることから、地域協議会の調整機関において相互に情報交換・共有を行うこと。</u></p> <p>以下 略</p>	<p>第5章 第1～2節 略 第3節 福祉事務所（家庭児童相談室）との関係 1～2 略 3. 主な連携事項及び留意点     (1)～(4) 略</p> <p>以下 略</p>

要保護児童対策地域協議会設置・運営指針新旧対照表（案）

改正後	現行
<p>第1章 要保護児童対策地域協議会とは</p> <p>1. 平成16年度児童福祉法改正法の基本的な考え方</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) このため、児童福祉法の一部を改正する法律（平成16年法律第153号。以下「平成16年児童福祉法改正法」という。）においては以下の規定が整備された。</p> <p>① 地方公共団体は、要保護児童の適切な保護を図るため、関係機関等により構成され、要保護児童及びその保護者（以下「要保護児童等」という。）に関する情報の交換や支援内容の協議を行う要保護児童対策地域協議会（「子どもを守る地域ネットワーク」。以下「地域協議会」という。）を置くことができる。</p> <p>② 地域協議会を設置した地方公共団体の長は、地域協議会を構成する関係機関等のうちから、地域協議会の運営の中核となり、要保護児童等に対する支援の実施状況の把握や関係機関等との連絡調整を行う要保護児童対策調整機関を指定する。</p> <p>③ 地域協議会を構成する関係機関等に対し守秘義務を課すとともに、地域協議会は、要保護児童等に関する情報の交換や支援内容の協議を行うため必要があると認めるときは、関係機関等に対して資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。</p> <p>(3) 略</p> <p>(4) 削除</p> <p>2. 平成19年の児童福祉法の一部改正による改正</p> <p><u>平成16年児童福祉法改正法においては、地域協議会の設置は義務付けられておらず、その附帯決議において、「全市町村における要保護児童対策地域協議会の速やかな設置を目指す」とこととされていた。</u></p> <p><u>平成19年5月に成立した「児童虐待の防止等に関する法律及び児童</u></p>	<p>第1章 要保護児童対策地域協議会とは</p> <p>1. 平成16年度児童福祉法改正法の基本的な考え方</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) このため、児童福祉法の一部を改正する法律（平成16年法律第153号。以下「平成16年児童福祉法改正法」という。）においては以下の規定が整備された。</p> <p>① 地方公共団体は、要保護児童の適切な保護を図るため、関係機関等により構成され、要保護児童及びその保護者（以下「要保護児童等」という。）に関する情報の交換や支援内容の協議を行う要保護児童対策地域協議会（以下「地域協議会」という。）を置くことができる。</p> <p>② 地域協議会を設置した地方公共団体の長は、地域協議会を構成する関係機関等のうちから、地域協議会の運営の中核となり、要保護児童等に対する支援の実施状況の把握や関係機関等との連絡調整を行う要保護児童対策調整機関を指定する。</p> <p>③ 地域協議会を構成する関係機関等に対し守秘義務を課すとともに、地域協議会は、要保護児童等に関する情報の交換や支援内容の協議を行うため必要があると認めるときは、関係機関等に対して資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。</p> <p>(3) 略</p> <p>(4) なお、平成16年児童福祉法改正法においては、地域協議会の設置は義務付けられていないが、こうした関係機関等の連携による取組が要保護児童への対応に効果的であることから、その法定化等の措置が講じられたものである。また、参議院厚生労働委員会の附帯決議においても、「全市町村における要保護児童対策地域協議会の速やかな設置を目指す」とこととされているところである。これらの経緯を踏まえ、市町村における地域協議会の設置促進と活動内容の充実に向けた支援に努めるものとする。</p>

改正後	現行
<p><u>福祉法の一部を改正する法律</u>（平成19年法律第73号。同年6月公布。）による改正後の児童福祉法の規定により、平成20年4月から、<u>地域協議会の設置が努力義務化されたところである。この改正法の趣旨を踏まえ、市町村における地域協議会の設置促進と活動内容の充実に向けた支援に努めるものとする。</u></p> <p>3. 要保護児童対策地域協議会の意義 略</p> <p>4. 対象児童 略</p> <p>5. 関係するネットワーク等 略</p> <p>第2章 以下略</p>	<p>2. 要保護児童対策地域協議会の意義 略</p> <p>3. 対象児童 略</p> <p>4. 関係するネットワーク等 略</p> <p>第2章 以下略</p>